

評価書（個票）

事務・事業名	中央ナースセンター事業の実施	担当課 (担当課長)	医政局看護課 (看護課長 岩澤和子)	
根拠法令等	看護師等の人材確保の促進に関する法律 (平成4年法律第86号)第20条	類型	指導助言、調査研究、促進啓発、その他	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療体制を維持し、質の高い医療を提供していく上で、看護職員の確保は極めて重要な課題となっていた。 ・ このため、平成4年には、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を図るための措置を講ずることにより、病院等に看護師等を確保することを目的とする「看護師等の人材確保の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定された。 ・ 看護師等の就業の促進に関して法は、厚生労働大臣が、都道府県ナースセンターの業務に関する連絡調整及び援助を行うこと等の業務を適正かつ確実に行うことができる法人を、全国を通じて1個に限り中央ナースセンターとして指定することができることとした。 <p>○事務・事業の内容</p> <p>中央ナースセンターは、次の業務を行うものとされている（法第21条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①都道府県ナースセンターの業務に関する普及啓発を行うこと。 ②都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。 ③都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供すること。 ④2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。 ⑤①～④のほか、都道府県センターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。 			
事務・事業の目的	「事務・事業の概要」を参照			
関連する政策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること ・ 施策大目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること ・ 施策中目標 I - 2 - 1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 			
関連する業績指標	就業看護職員数（前回調査時以上／調査時）（測定指標）			
指標の目標値等	1,603,108人以上			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			

料金等・積算根拠	—
事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度）</p> <p>【中央ナースセンター事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県ナースセンター事業に関する広報活動 機関誌「看護」による広報やホームページ「e-ナースセンター」による広報を実施。 ・ 看護関連情報の提供 進路相談のための情報収集および情報提供を実施。 ・ 看護職員の需給、就業動向の把握および分析 NCCS登録データに基づく潜在看護職員の就業意向および求人条件と就業希望条件等の分析を実施。 ・ 都道府県ナースセンターとの情報交換、連絡調整 平成27年度ナースセンター事業担当者会議の開催、平成27年度都道府県ナースセンター事業実施状況調査の実施。 ・ 訪問看護を推進させるための調査、連絡調整 訪問看護師養成講習会実施状況調査の実施。 ・ NCCS および e-ナースセンターの運用 NCCS の運用、NCCS および e-ナースセンターの改善、都道府県ナースセンターおよび一般利用者等からの相談対応、都道府県ナースセンターに対するヘルプデスクによる支援 ・ 看護師等の離職時等の届出制度による届出数等の把握および分析 看護師等の離職時等の届出制度による届出数、届出者の就業状況等の分析を実施。
国からの補助金等	<p>○補助金・委託費等（平成28年度）：中央ナースセンター事業 202,792千円</p> <p>内容：看護師等の未就業者の就業促進など、看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護師等の不足解消及び在宅医療の推進を図るもの。</p>
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>●中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会報告書の改革への提言を受けて、「中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討会」を開催し、平成24年3月に、報告書を取りまとめた。 ・ 報告書においては、指定制度の趣旨等、業務の現況、指定制度の必要性、指定先の選定方法等に触れながら指定制度の在り方について考察され、当面は現在の中央ナースセンターが業務を継続するが、人材確保法の趣旨を踏まえ、医療関係団体と協力しつつ看護職員の確保対策の強化を図り、今後とも事業運営の透明性の確保を図るべきであるとされた。
事務・事業の必要性等・有効性	<p>●事務・事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員確保については、2025年には、約200万人の看護職員が必要と推計されており（社会保障と税の一体改革の際の推計）、定着促進、養成促進のほか、再就業支援の一層の促進が必要不可欠である。ナースセンター事

	<p>業は、ハローワークと連携した取組で再就業支援の効果を増大させることが期待されている。また、平成 27 年 10 月に看護師等の復職支援の強化のため、離職した看護師等の把握ができるよう離職時等に看護師等免許保持者がナースセンターに届出をする制度を創設し、当該届出制度を活用した更なる再就業支援が必要となっている。このため、本事業の必要性は高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、2025 年に向けて都道府県が作成する地域医療構想との整合性や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた、看護職員の需給見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため「医療従事者の需給に関する検討会」が平成 27 年 12 月に設置され、検討を行っているところである。 <p>●事務・事業の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県ナースセンターは、中央ナースセンターによる NCCS（ナースセンター・コンピュータ・システム）等の連絡調整業務により円滑な事業展開が可能となっており、事業を効率的に実施できているため妥当なものである。 <p>●事務・事業の有効性</p> <p>看護職員確保対策については、これまでも看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針等に基づき各般の施策が講じられてきたところであるが、2025 年には、約 200 万人の看護職員が必要と推計されており（社会保障と税の一体改革の際の推計）、定着促進を始めとして、養成促進、再就業支援にわたる看護職員確保対策について一層の推進を図っていくことが必要不可欠である。</p> <p>本事業は、看護職員という専門性の高い職種の職能団体として求職者側、求人側双方のニーズ等を把握している日本看護協会を中央ナースセンターとして指定し業務を適正かつ確実に実施することで、無料職業紹介事業を行っている都道府県ナースセンターと連携し、看護職員の再就業を実現している。</p> <p>このため、看護職員確保対策としては更なる充実が必要な状況であり、本事業を廃止した場合、少子高齢化や医療の高度化により需要の増加が見込まれている看護職員の再就業による確保が相当数少なくなり、地域の医療体制に大きな支障を来すことが懸念される。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定等を行う妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県ナースセンターは、中央ナースセンターによる NCCS の運用を始めとした各種の連絡調整業務を実施することなしに、円滑に事業を展開していくことが困難であり、これらの業務は、国等の行政機関が自ら行うよりも、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする民間団体において行う方がより円滑かつ効率的に実施することが期待できるものと考えられるため、指定制度は妥当である。 ・ また、本事業に対しては、公的な財政支援を行っており、重複投資を回避し、業務の効率化を図る観点からも、全国を通じて 1 法人に限り指定するもの。 <p>●実施主体としての指定等法人の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本看護協会に対する中央ナースセンターの指定は、法制定以前からナースセンター事業を支えてきた職能団体であることを考慮してなされたものであり、指定後も 20 年以上にわたって中央と都道府県の職能団体は相互に連携してナースセンター事業等幅広い業務を継続して実施し、NCCS の運用を始め様々なノウハウが蓄積されるとともに、一定の成果を挙げてきたものであり、実施主体として適格である。

<p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 24 年 3 月に実施した検討会でも、中央ナースセンター事業の必要性や、指定の在り方や指定法人の選定等の妥当性も認められているため、引き続き、本事業を活用することで、看護職員の確保対策の更なる強化を図っていく必要がある。 ● 一方で、中央ナースセンター事業については、日本看護協会のホームページにおいて毎年度の事業報告書を掲載するなど情報公開に努めているものの、実施している事業の内容が外部から分かりにくいという指摘もあったため、ナースセンター事業の運営には公費が投入されていることも踏まえ、医療関係者のみならず一般国民にも分かりやすい資料の作成に努めるなど、今後より一層の事業運営の透明性を確保していく必要がある。
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

・ 公益法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
公益法人（1法人）			
公益社団法人日本看護協会	平成5年12月27日	03-5778-8831	特になし。